令和８年10月30日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　４

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見

令和８年 10 月 30 日
日本私立中学高等学校連合会

令和８年 10 月に公表された「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」では、これからの社会変化を見据えつつ、日本の将来を担う子供たちに求められる資質・能力を育むため、「統合的な理解・総合的な発揮」の考え方を用いて外してはならない学習内容の本質を明確化しつつ、多様な子供たちや学校の実態に応じた柔軟な教育課程の編成を可能とする新たな仕組みの導入（義務教育段階の調整授業時数制度や、高等学校単位制の大幅な柔軟化）が示されたところである。

私立高等学校等は、これまでも建学の精神に基づき、その自主性・独自性を活かした特色ある教育の提供を行ってきた。一方、このように社会の変化が激しく少子化も進行し、子供たち一人一人がその力を最大限に発揮して、よりよい社会の担い手として育っていくことが一層求められている中にあって、私立学校に求められる役割や社会的使命もますます大きなものとなっていることに自覚的にならざるを得ない。私立学校はその自主性・独自性を活かして、従来の学力観からの転換を図り、新たな時代にふさわしい教育に向けた改革を先導して進めていくことが求められていると考えている。

こうした改革を進めていく上では、各学校がその創意工夫を生かした教育を実現しやすい環境を整えることが不可欠である。その点、審議まとめで示された、「統合的な理解・総合的な発揮」に基づく学習内容の構造的な整理・精選や、柔軟な教育課程を編成可能とする各種の方策は、こうした各学校の意欲的・先導的な取組を教育課程の面から支えるものと受け止めており、その方向性に賛同するところである。

その上で、次期学習指導要領の趣旨を学校現場において確実に実装するために、以下の点に特に留意して検討を進めていただきたい。

１．高等学校教育改革と大学入学者選抜・高等教育改革との一体的推進について

審議まとめにおいて示された高等学校の国語・数学等の科目再編、及びその背景にある文理分断からの脱却という方向性については、今を生きる子どもたちが変化の激しい社会を生き抜く力を育むという観点から、その必要性を十分に理解するところである。本連合会加盟校においても、STEAM 教育や課題解決型学習（PBL）の導入、文系・理系の枠にとらわれない教科横断型のカリキュラム編

成など、各校がそれぞれの建学の精神に基づき、意欲的に取組を進めているところである。

しかしながら、高等学校卒業生の約６割が大学へ進学する現状において、高等学校の学びはその出口に位置する大学入学者選抜と分かちがたく結びついている。文系学部では高等学校における数学の学びがほとんど評価されない、といった現在の大学入学者選抜の科目設定や出題の在り方、あるいは、大学における定員設定や学部・学科の枠組みが変わらなければ、生徒・保護者は既存の入試に最適化した学習を求めざるを得ず、高等学校教育における取組は実効性を欠くおそれがある。

ついては、本改革を真に実効性あるものとするため、初等中等教育局と高等教育局が緊密に連携し、高等学校教育改革と大学入学者選抜改革・高等教育改革を一体のものとして、整合性をもって力強く推進されるよう強く要望する。

２．次期学習指導要領に関する保護者への普及・啓発

次期学習指導要領の理念を学校現場において着実に実現するためには、保護者の理解と、積極的な役割が不可欠となる。審議まとめに示された「統合的な理解・総合的な発揮」に基づく学習内容の精選を踏まえた授業改善や、調整授業時数制度・高等学校単位制の大幅な柔軟化を踏まえた教育課程の見直しなどに取り組もうとしても、保護者の理解が十分に得られなければ、従来の教育活動の維持を求める声が挙がるなど、必要な改革が進まなくなることも懸念される。

文部科学省も令和８年８月、「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」を策定しているが、私立学校においても公立と同様、保護者等による社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応について苦慮する実態もある。また、OECD の PISA2025 では、「家庭による支援的な関わりの頻度」が OECD 平均よりも低いというデータも明らかとなっている。保護者が単なる教育サービスの利用者としてではなく、学校と共に子供たちの成長を支えるパートナーとして、学校とともに当事者意識を持って教育活動に関わっていく環境を醸成することが求められる。

具体的には、保護者が、子供たちが生きるこれからの社会の在り方やそのための日々の学習活動に関心を寄せ、子供の良き理解者として支援的に関わるとともに、学校での子供たちの様々な挑戦を応援し、学校はそれに応えて多様な子供たちの挑戦を支える柔軟で質の高いカリキュラムを構築する、という好循環を生み出していくことが重要である。

ついては、学校と保護者が連携しながら次期学習指導要領の趣旨を実現していくために、次期学習指導要領が目指す教育の方向性について、国が主体となって保護者に対する積極的かつ継続的な周知・啓発を行うことが必要である。

３．主権者教育について

審議まとめにおいて、教師の適切な指導のもと、発達段階に応じ、校則の見直しや子供による行事の企画運営等を重視していく方向性については、こども基本法が成立し、子供の意見表明や子供の意見の尊重が明文化されたことを踏まえ、主権者教育の一環として主体的に社会参画する力を育むという教育的観点から、学習指導要領に落とし込もうとしている今回の案には、一定の理解はできるところである。

しかしながら、このことが曲解され、子供や保護者からの理不尽な意見や要望により学校運営に支障をきたすケースが出てくることは避ける必要がある。私立学校の実情は極めて多様であり、学校の様々なルールや学校行事の在り方を、伝統として長く引き継いできた学校も多い。

もとより、校則については、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものであることが、生徒指導提要でも明確にされている。こども基本法の施行通知においても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子供にとって最善とは言い難いと認められる場合には、子供の意見とは異なる結論が導かれることはあり得る、としている。

ついては、こうした法的整理をしっかりと踏まえ、学校現場に誤解や混乱を招くことがないよう、今回の学習指導要領の改訂は、子供に校則の見直しや学校行事の企画運営等の権限を全面的に移譲するという趣旨のものではなく、子供の意見表明権や社会的活動に参画する機会の確保を進めつつも、それら全体はあくまでも教育活動の一環として、学校長の最終的な責任のもとで実施されるべきものであることを明確化すべきである。

以上